

(忠実義務)

## 12. 大阪地裁 平成17年9月16日判決

(棄却、大阪地裁平成16年(行ウ)107号) TAINS コード Z999-0085

消費税等につき期限内に納付はしたが、申告書の提出を失念していた場合、5%の無申告加算税の賦課決定処分が適法とされた事例

### 《事実の概要》

原告X会社の消費税等の申告について、X会社がその法定申告期限までに消費税等の納付はしたものの、その申告書の提出を失念したため、被告Y税務署長が消費税等の税額に5%の割合を乗じて計算した12億3,892万5,000円の無申告加算税の賦課決定処分をしたのに対し、X会社が本件処分の取消しを求めた事案である。

### 《判決の要旨》

- (1) X会社は、消費税等につき期限内に納付はしたが申告書の提出を失念していた場合、納付書をもって「瑕疵ある申告書」とみなして、納税申告書の提出によりその瑕疵が治癒したものと解すべき旨主張する。しかし、納税申告書と納付書とは、その機能及び法的効果が全く異なるものであるから、本件納付書をもって本件課税期間に係る消費税等の納税申告書とみることは到底できない。
  - (2) X会社は、期限内に納付した消費税相当額につき予納と取り扱われたことによって、無申告加算税を課すべき追加納税額がなかったことになる旨主張する。しかし、本件納付は予納として適法な納付とされたものの、本件納付だけで直ちに本件課税期間に係る消費税等の租税債務が消滅するということはないのであるから、その時点で、無申告加算税を課すべき根拠が失われたということとはできない。
  - (3) 国税通則法第66条第1項ただし書にいう「正当な理由」とは期限内申告書の提出をしなかったことについて納税者の責めに帰すべき事由がなく、制裁として加算税を課することが不当と評価されるような場合をいうものと解するのが相当である。本件において、Xが本件課税期間に係る消費税等についてその法定申告期限内に納税申告書を提出しなかったのは、Xが同申告書の提出を失念していたということに尽きるのであって、これはXの責めに帰すべき事由に基づくものにほかならず、このように失念して期限内に納税申告書を提出しなかったXに対し行政制裁として無申告加算税を課することは、法の趣旨に照らして何ら不当と評価されるものではない。
- (注) 本来の税理士の賠償責任問題ではないが、このケースは、税理士事務所が関与していないだけで申告書の提出事務は9割が税理士事務所の仕事であり、税理士が関与していたなら全額責任を負うことになるであろう。